

「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画(案)」
～「子ども・子育て支援の取り組み」部分～
「子ども・子育て支援の推進方策」等について

(教育・保育部会)

令和6年10月1日

▼「子ども・子育て支援の推進方策」等の内容

基本指針の中で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」以外に、以下の内容(一部、任意記載事項含む)を記載する。

～「量の見込み」と「確保の内容」以外に記載する事項～ ※教育・保育部会所管部分

1. 保育利用率
2. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容
 - (1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方
 - (2) 認定こども園の目標設置数及び設置時期
 - (3) 既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行を行う際の市計画で定める数
 - (4) 需給調整の考え方
 - (5) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する推進方策
 - (6) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的な考え方及び推進方策
 - (7) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的な考え方を踏まえたこれからの連携推進方策
3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容(第3期～)
4. 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項(任意記載事項)
5. 労働者の職業生活と家族生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項(任意記載事項)
6. 地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進に関する事項(第3期～)(任意記載事項)

＜事務局案＞

当該部会所管の内容について、P2以降の各事務局案のとおりでよい。

1. 保育利用率

- ・満3歳未満の子ども(0～2歳児)の数全体に占める、満3歳未満の子どもの利用定員数(3号認定の利用定員数)の割合(=「3号認定の利用定員数」/「0～2歳の子どもの数」)

※利用定員数のため、企業主導型保育事業の地域枠部分は含めない

(特定教育・保育施設、特定地域型保育事業のみの数)

- ・計画期間内の各年度の目標設定数を設定

<設定方法>

- ・第5章で記載する各年度の3号認定部分の「確保の内容」(市内全体数)と0～2歳の推計就学前児童数を用いて算出

<事務局案>

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	参考 (令和6年度)
3号認定の 利用定員数(a)	3,804	3,834	3,898	3,937	3,986	4,044
0～2歳の 子どもの数(b)	9,204	9,019	9,052	8,887	8,733	9,461
保育利用率 (a)/(b)	41.3%	42.5%	43.1%	44.3%	45.6%	42.7%

「子ども・子育て支援の推進方策」等

～参考資料～

①3号認定の利用定員数(【資料3】P2～P40参照)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	(参考)令和6年度
①中心部	特定教育・保育施設	976	976	976	976	976	976
	特定地域型保育事業	156	156	156	156	156	156
	合計	1,132	1,132	1,132	1,132	1,132	1,132
②北東部	特定教育・保育施設	113	119	119	122	127	107
	特定地域型保育事業	19	19	19	19	19	19
	合計	132	138	138	141	146	126
③東部	特定教育・保育施設	359	368	389	402	424	353
	特定地域型保育事業	111	111	111	111	111	111
	合計	470	479	500	513	535	464
④南部	特定教育・保育施設	614	623	641	650	659	602
	特定地域型保育事業	133	133	133	133	133	133
	合計	747	756	774	783	792	735
⑤西部	特定教育・保育施設	392	395	411	422	434	362
	特定地域型保育事業	73	73	73	73	73	73
	合計	465	468	484	495	507	435
⑥北西部	特定教育・保育施設	247	247	247	247	250	247
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	合計	247	247	247	247	250	247
⑦北部	特定教育・保育施設	337	340	346	349	349	307
	特定地域型保育事業	55	55	55	55	55	55
	合計	392	395	401	404	404	362

「子ども・子育て支援の推進方策」等

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	(参考) 令和6年度
⑧北条	特定教育・保育施設	201	201	204	204	207	201
	特定地域型保育事業	13	13	13	13	13	13
	合計	214	214	217	217	220	214
⑨中島	特定教育・保育施設	5	5	5	5	5	5
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	合計	5	5	5	5	5	5
市内全体	特定教育・保育施設	3,244	3,274	3,338	3,377	3,426	3,160
	特定地域型保育事業	560	560	560	560	560	560
	合計	3,804	3,834	3,898	3,937	3,986	3,720

②0～2歳の子どもの数(推計値)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	(参考) 令和6年度
①中心部	1,897	1,914	1,950	1,916	1,889	1,978
②北東部	586	572	585	570	558	623
③東部	1,628	1,549	1,546	1,526	1,502	1,621
④南部	1,587	1,576	1,556	1,526	1,495	1,636
⑤西部	1,760	1,731	1,731	1,702	1,674	1,805
⑥北西部	337	312	319	306	296	351
⑦北部	1,051	1,008	1,012	996	981	1,061
⑧北条	330	329	329	321	314	363
⑨中島	28	28	24	24	24	23
市内全体	9,204	9,019	9,052	8,887	8,733	9,461



2. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

<設定方法>

- ・私立園と公立園それぞれの普及に関する考え方を設定。(私立園の意向を最大限尊重)

～参考：第2期計画掲載内容～

施設整備の支援については、保育定員の確保の必要性に応じて、国の補助メニューを活用して検討します。

認定こども園の普及については、私立施設からの移行を最大限尊重するとともに、公立施設の認定こども園への移行についても、地理的要因なども考慮した上で、私立施設及び事業の動向を見ながら必要に応じて検討を行います。

<事務局案>

認定こども園の普及については、私立施設からの移行を最大限尊重するとともに、公立施設の認定こども園への移行についても、地理的要因なども考慮した上で、私立施設及び事業の動向を見ながら必要に応じて検討を行います。

(2) 認定こども園の目標設置数及び設置時期

<設定方法>

- ・第1期計画では、認可権限のある幼保連携型のみ記載したが、第2期計画以降は幼保連携型以外(幼稚園型、保育所型、地方裁量型)も市に認定権限があるため、認定こども園全類型について設定する。

(幼保連携型と幼保連携型以外に分けて設定)

- ・計画期間内の各年度の目標設定数を設定(既存数と新規数(主に既存施設からの移行を想定)の両方を記載)
- ・令和5年度に実施した各施設への意向調査の結果を基に新規数(当該年度の4月から認定こども園に移行する数)を設定。ただし、令和7年度での幼保連携型の新規数は、意向調査では1件あったが、令和7年度に向けた認可申請が行われなかったため、令和8年度に繰り越す。また、令和11年度での新規数については、調査結果がないため、令和10年度の数値と同数とする。
- ・新規数は、既存施設からの移行等を妨げる数ではなく、各年度の数を超えての設置も可能とする。

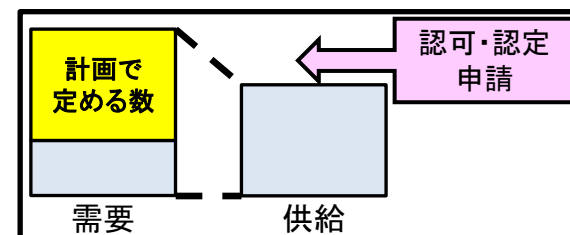
<事務局案>

本計画中の認定こども園の目標設置数とその時期については、以下のとおり設定します。ただし、新規数は、既存施設からの移行等を妨げる数ではなく、各年度の数を超えての設置も可能とします。

		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	参考 (令和6年度)
幼保連携型	既存数	22施設	22施設	23施設	24施設	25施設	21施設
	新規数	0施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
	計	22施設	23施設	24施設	25施設	26施設	22施設
幼保連携型以外	既存数	28施設	28施設	30施設	32施設	34施設	27施設
	新規数	0施設	3施設	2施設	1施設	1施設	1施設
	計	28施設	31施設	32施設	33施設	35施設	28施設
合計		50施設	54施設	56施設	58施設	61施設	50施設

(3) 既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行を行う際の市計画で定める数

◇既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合
 需要(量の見込み)+「計画で定める数」 > 供給
 ⇒原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)



<設定方法>

- ・幼稚園からの移行では、2号及び3号の保育定員数が増加、保育所からの移行では、1号の教育定員数が増加する。
- ・「認定こども園の目標設置数及び設置時期」(P7)で記載する新規数分を設定する。
 (幼稚園からの移行6園、保育所からの移行5園分を想定)
- ・そのため、令和2年度から令和6年度までの移行状況から、1号～3号の各平均増加定員数に新規数を乗じた数を市計画で定める数とする。

～参考: 令和2年度から令和6年度の既存施設からの移行状況～

	移行園数	1号		2号		3号	
		増加定員数	平均	増加定員数	平均	増加定員数	平均
幼稚園	6園			346人分	58人	91人	15人
保育所	1園	6人分	6人				

<事務局案>

本計画中の幼稚園及び保育所から認定こども園への移行特例に係る需要量の上乗せ部分については、各施設への意向調査の結果を基に、以下のとおり設定します。

1号	2号	3号
30人分	348人分	90人分

(4) 需給調整の考え方

<設定方法>

・国が示している需給調整の考え方を基本として設定する。

「量の見込み」>「確保の内容」⇒原則認可・認定（適格性・認可基準を満たす申請者である場合）

「量の見込み」<「確保の内容」⇒認可・認定を行わないことができる（＝需給調整）

※幼稚園及び保育所の認定こども園への移行特例は除く

～既存の認定こども園への移行特例～

「量の見込み」+「計画で定める数」>「確保の内容」⇒原則認可・認定

（適格性・認可・認定基準を満たす申請者である場合）

～参考：第2期計画掲載内容～

教育・保育施設（幼稚園を除く）及び地域型保育事業の認可申請があった際、各提供区域内での「量の見込み」と「確保の内容」のみならず、実際の「利用申込者数」と利用定員に対する弾力的な受け入れを含めた「受入可能数」を勘案した上で、受入可能数が不足する場合は、適格性及び認可基準を満たす申請者であれば、認可するものとします。また、認可することにより、受入可能数が過多となる場合は、認可を行わないことができます。

ただし、既存の幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合は、「量の見込み」に計画で定める数を加えたものの範囲内であれば移行できます。

<事務局案>

第2期計画から変更なし

(5) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する推進方策

<設定方法>

- ・保育教諭、幼稚園教諭、保育士が合同で受けることができる研修事業の内容等を設定する。

～参考：第2期計画掲載内容～

教育・保育の質の向上を目指して、保育教諭、幼稚園教諭、保育士が合同で行う、幼児教育の研究や各種研修の場を設け、相互が意見交換できる機会の確保に努めます。

具体的には、保育・幼稚園課による「障がい児研修」(年間5回、市内の認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業実施施設、地域保育所(認可外保育施設)の職員を対象)や、市教育委員会による「松山市幼児教育研修会」(年3回の全体研修会、年15回の園内研修会、市内の保育教諭、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭、各療育機関等の職員を対象)、他にも愛媛県から委託を受けた愛媛県保育協議会による、「キャリアアップ研修会」(特定教育・保育施設等の職員(保育教諭、幼稚園教諭、保育士を対象))を今後も継続して実施します。

また、「松山市幼児教育研修会」では、全体研修会の土曜開催や、一部園内研修会を公立保育所で開催することにより、年間を通じて、幼稚園教諭だけでなく、保育士も参加しやすい環境が整えられていることから、今後も多くの職員が参加できる機会を確保し、研修内容を随時検証して、さらなる質の向上にも努めます。

<事務局案>

教育・保育の質の向上を目指して、保育教諭、幼稚園教諭、保育士が合同で行う、幼児教育の研究や各種研修の場を設け、相互が意見交換できる**機会を確保し、専門性の向上**に努めます。

※太字下線部分が第2期計画からの変更点

(6)質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的な考え方及び推進方策

<設定方法>

・子ども・子育て支援法の基本理念や、教育・保育や地域子ども子育て支援事業の提供について設定する。

～参考：第1・2期計画掲載内容～

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくものであり、保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とします。保護者が子育ての権利を享受することが可能になるよう、また、保護者が子育てについての責任を果たすことができるよう、地域や社会が子育てに寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を減じていきます。

そのため、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業については、本市が幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育並びに地域子ども・子育て支援事業を総合的に実施する主体となり、「子どもの最善の利益」が実現される社会の実現を基本とします。本計画に基づき、子どもの視点に立ち、一人一人の子どもの安全と発達の保障による健やかな育ちが等しく実現されるよう、すべての子どもや子育て家庭を対象に、地域の実情に応じた良質かつ適切な取り組みを関係者と連携しつつ社会全体で実施するものです。

<事務局案>

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくものであり、保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とします。その上で、「こどもの最善の利益」の実現のため、地域や社会が子育てに寄り添い、子育てに対する負担や不安・孤立感を軽減し、支えていけるよう、子育て支援施策を推進します。

※太字下線部分が第1・2期計画からの変更点

(7)教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的な考え方を踏まえたこれからの連携推進方策

<設定方法>

- ・各施設(認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業)との間での連携事業について設定する。
- ・小学校と接続に関する市の支援事業について設定する。

～参考:第2期計画掲載内容～

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援で地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行うもの及び地域子ども・子育て支援事業を行うもの等と連携し、必要に応じてこれらの保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。そのため、松山市幼児教育研修会での研究協議や情報交換による幼稚園教諭同士の連携、また、松山市保育会や愛媛県保育協議会の主催する研修会の一部では、地域保育所(認可外保育施設)の保育士も参加対象とするなどによる保育士同士の連携をさらに強化していきます。

加えて、地域型保育事業では、認定こども園や認可保育所との連携施設設定が必要となるため、各設置主体がスムーズに連携施設設定ができるように支援を行います。

小学校単位で設置している「保幼小連絡協議会」の充実を図り、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校が、それぞれの発達段階での役割や責任を果たせるよう、意見や情報交換の場として、連携の強化に努めます。

さらに、「幼保小中連携推進事業」では、幼稚園だけでなく、保育所も研究指定校に指定して、就学前の教育・保育施設、小学校、中学校との円滑な接続に向けて、子ども同士の交流活動や職員の合同研修会を行い、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。

＜事務局案＞

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援で地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行うもの及び地域子ども・子育て支援事業を行うもの等と連携し、必要に応じてこれらのものの保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。そのため、各種研修会で幼稚園教諭同士の情報交換・連携や、地域保育所(認可外保育施設)の保育士も参加対象とするなどによる保育士同士の連携を強化します。加えて、地域型保育事業では、認定こども園や認可保育所との連携施設設定が必要となるため、各設置主体がスムーズに連携施設設定ができるように支援を行います。小学校単位で設置している「保幼小連絡協議会」を充実させ、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校が、それぞれの発達段階での役割や責任を果たせるよう、意見や情報交換の場として、連携を強化します。さらに、「幼保小中連携推進事業」では、幼稚園等を研究指定校に指定して、就学前の教育・保育施設、小学校、中学校との円滑な接続に向けて、子ども同士の交流活動や職員の合同研修会を行い、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。

※太字下線部分が第2期計画からの変更点

3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

＜設定方法＞

- ・子育てのための施設等利用給付の実施方法について設定する。

＜事務局案＞

子ども・子育て支援の新制度に移行していない幼稚園を利用する方、幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育を利用する方、地域保育所（認可外保育施設）等を利用する方の、子育てのための施設等利用給付について、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ実施します。

※第3期計画で新たに設定

4. 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項(任意記載事項)

＜設定方法＞

- ・訪問事業や各種健診、利用者支援事業など、各種情報提供や相談に関する支援策について設定する。
- ・また、特に保育を利用できるように保育定員の確保について設定する。

～参考：第2期計画掲載内容～

産前、産後休業及び育児休業期間中の保護者に対して、訪問事業や健診及び相談事業、並びに利用者支援事業(子育て世代包括支援センター)による情報提供や相談支援を実施します。

また、年度途中に育児休業から復職する方が、保育所等への入園申し込みのため、育児休業期間を前倒しすることなく、希望する時期まで安心して育児休業を取得できるよう、保育所等の「入園予約制度」により支援します。

さらに、当事者だけでなく、企業などにも、子ども・子育て支援に関する情報の周知・普及啓発を行い、復職しやすい環境づくりの支援を行うとともに、今後も保育ニーズに応じた保育定員の確保を行います。

- ・基本方針1 全般
- ・【2-1】利用者支援事業、一時預かり事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、乳児家庭全戸訪問事業
- ・【2-2】休日保育、夜間保育、子ども総合相談、子育て情報の周知、待機児童対策・保育の質向上事業
- ・【3-1】1歳6か月健診、3歳児健診、赤ちゃん相談

＜事務局案＞

産前、産後休業及び育児休業期間中の保護者に対して、訪問事業や健診及び相談事業、並びに利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）による情報提供や相談支援を実施します。また、年度途中に育児休暇から復職する方が、保育所等への入園申し込みのため、育児休業期間を前倒しすることなく、希望する時期まで安心して育児休業を取得できるよう、保育所等の「入園予約制度」により支援します。さらに、当事者だけでなく、企業などにも、子ども・子育て支援に関する情報の周知・普及啓発を行い、復職しやすい環境づくりの支援を行うとともに、今後も保育ニーズに応じた保育定員の確保を行います。

※基本方針に係る推進施策を削除

5. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項(任意記載事項)

<設定方法>

- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について設定する。

～参考：第2期計画掲載内容～

①仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し等

男女が協力して、働きながら家庭を築くことの意義に関する教育や啓発について、各分野で連携を図るとともに、企業や各種団体に対し、従業員の仕事と子育てや家庭生活、地域生活が両立できる制度整備について、啓発や情報提供等を積極的に推進します。

【6-1】「多様な働き方の実現及び働き方の見直し等」全般

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

教育・保育及び児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)や、ファミリー・サポート・センター事業の充実等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開するとともに、国や県及び関係機関と連携を図ります。

【1-1】「幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実」全般

【2-1】児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)、ファミリー・サポート・センター事業(育児)

＜事務局案＞

①仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し等

男女が協力して、働きながら家庭を築くことの意義に関する教育や啓発について、各分野で連携を図るとともに、企業や各種団体に対し、従業員の仕事と子育てや家庭生活、地域生活が両立できる制度整備について、啓発や情報提供等を積極的に推進します。

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

教育・保育及び児童クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）や、ファミリー・サポート・センター事業の充実等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開するとともに、国や県及び関係機関と連携を図ります。

※基本方針に係る推進施策を削除

6. 地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進に関する事項(任意記載事項)

<設定方法>

- ・関係機関の連携会議の開催等及び関係機関の連携を推進する取組の促進について設定する。

<事務局案>

各子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図るため、関係機関の連携会議の開催等の取組を推進します。

※第3期計画で新たに設定